

高校生等奨学給付金（家計急変（専攻科））の申請に必要な書類等について

	専攻科		備考
	所得割額合計 105,500円未満世帯	多子世帯※1	
個人番号が確認できるもの	○		個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票等
令和8年度課税証明書等	△※2		令和8年度の証明書に限ります。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。
家計急変事由確認書類	■※3		案内書類等を参照し、家計急変事由が確認できる書類を用意してください。 （※詳細は学校HP「高校生等奨学給付金（家計急変）の申請に必要なもの①家計急変事由が確認できるもの」参照）
家計急変収入書類	■		収入見込証明書（会社勤め等の方） 収入申告書（自営業の方） 年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。 ※学校HPより印刷

- ※1 多子世帯とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者が扶養する子が3人以上の世帯をいう。
- ※2 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略可能です。
- ※3 「■」は、家計急変・制服加算の申請を希望される場合に追加が必要です。